

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

社会福祉法人 つちや社会福祉会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つちや社会福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員会委員並びに第三者委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、俸給、各種手当、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費等を含む。）、手数料等の経費を言う。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬として、俸給、各種手当、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、各種手当や賞与及び退職手当は支給しない。
 - (3) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する口座に振り込むことができる。
 - (4) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、法人の財務状況に応じて理事長が都度決定する。
- (3) 退職手当については、別に定める。
- (4) 通勤手当については、給与規程に定めるところにより支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 通勤手当については、その通勤の実態に応じ、交通費の実費相当額を支給する。

(費用)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等の額と職員給与の合算額が、別表1で定める常勤役員等の報酬総額を上回らないものとする。また、併給の場合は別表1-1及び1-2は適用せず、都度理事長が決定する。

2 常勤役員としての報酬を受け取る者は、原則理事長及び日常法人全般の業務に携わる者とする。ただし、手当についてはこの限りではない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、月末締め当月25日支給とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会、評議員会および理事長の招集した会議に出席した都度支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 1 1 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 1 2 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 1 3 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 3 0 年 6 月 2 2 日より施行する。

この規定は、令和 2 年 6 月 1 5 日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬総額）

役職名	年間報酬総額
理事長	16,000,000円以内

別表1-1（常勤役員等の俸給額）

（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	510,000	11	610,000	21	710,000	31	820,000
2	520,000	12	620,000	22	720,000	32	850,000
3	530,000	13	630,000	23	730,000	33	880,000
4	540,000	14	640,000	24	740,000	34	910,000
5	550,000	15	650,000	25	750,000	35	940,000
6	560,000	16	660,000	26	760,000	36	970,000
7	570,000	17	670,000	27	770,000	37	990,000
8	580,000	18	680,000	28	780,000		
9	590,000	19	690,000	29	790,000		
10	600,000	20	700,000	30	800,000		

（俸給額の決定）

*毎年、決算時に業績を鑑みて報酬を決定する。

*役員就任以前に当法人の職員として勤務していた場合は、その俸給額を下回らないものとする。

別表1-2（常勤役員等の各種手当）

役員手当	俸給額×20%
理事長	
扶養手当	
住宅手当	
通勤手当	給与規程に準ずる

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席 法人及び施設業務のための出勤	5,000円以上

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席 法人及び施設業務のための出勤	5,000円以上

（3）監事

	日額
理事会等会議への出席 法人及び施設業務のための出勤	5,000円以上
監事監査業務への出席	10,000円以上

(4) 評議員及び評議員選任・解任委員会委員並びに第三者委員

	日額
評議員会への出席 法人及び施設業務のための出勤	5,000円以上
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円以上